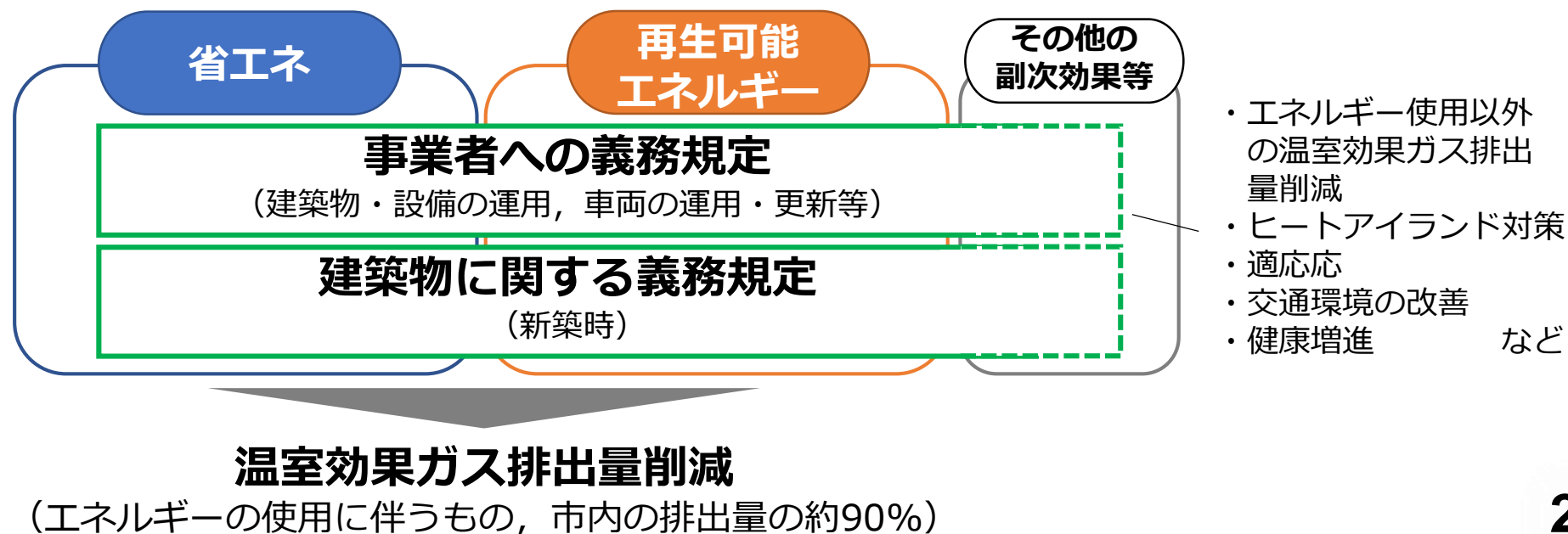


条例に掲げる義務規定の 見直しの方向性について

義務規定の見直しについて

義務規定の見直しに当たって留意すべき事項

- これまでの実績も踏まえつつ、2030年度の削減目標はもとより、2050年CO₂排出量正味ゼロの達成に資するものとする。
- 上記の目標の達成に不可欠な分野については強化を図りつつ、社会や国の動向等を踏まえた制度自体の見直しや、義務対象者が取り組みやすいよう運用の改善を図る。
- 直接的又は間接的に温室効果ガス排出量の削減につながるだけでなく、副次効果を生み出すものや同時解決の観点があるものが望ましい。



事業者への義務規定

現行の義務規定の課題等

対象	内容	課題等
温室効果ガスの大規模排出事業者 (※1)	【事業者排出量削減計画書制度】 ・ 温室効果ガス排出量削減の計画書及び報告書の提出。 ・ 市はこれをSABCランクで総合評価し公表。 ・ 対象となる事業者は、2017年度で139社（市内排出量の約4分の1）。 ・ 評価の基準となる「目標削減率」を部門別に設定。 （3年平均で業務部門▲3%，産業部門▲2%，運輸部門▲1%）	・ 全体では、削減取組が着実に進展も、2017年度実績では、約3割の事業者が基準よりも増加しており、指導や助言、支援等の強化の検討が必要。 ・ 再生可能エネルギー100%に向けた取組や、再エネ電力への切替えなどの評価について検討が必要。 ・ 京都府（共同条例）との調整や、事務手続きの簡素化などの事業者の負担軽減策の検討が必要。
	・ ISO14001やKESなどの環境マネジメントシステムの導入	・ 導入後の取組割合が事業者によって異なる。
	・ 新車を購入等する際は50%以上をエコカー（※2）とし、毎年度実績を市へ報告。	・ 対象全社の合計では80%以上を達成している。
	（その他）	・ 制度対象外の事業者の削減を促す施策展開が必要。

※1…年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上の事業者

市内でトラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上、鉄道150両以上を保有する運輸・交通事業者

その他、エネルギー使用以外の温室効果ガス排出量が3,000 t-CO₂以上の事業者（廃棄物処理事業者等）

※2…低燃費自動車又は次世代自動車（ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車）等

建築物に関する義務規定

現行の義務規定の課題等

対象	内容	課題等
大規模建築物 (延床面積2,000m ² 以上) の新築・増築	・ 京都環境配慮建築物基準 (CASBEE京都)に基づく評価と結果の販売広告への表示	・ 評価結果は工事現場やマンション販売広告等に掲示されているものの、市民の目に触れる機会が少ない。
	・ 一定量以上の地域産木材の利用	・ 見えない部分に使われていることも多い。
	・ 一定規模以上の再生可能エネルギー利用設備(※1)の設置(年間30,000メガジュール以上の設備容量※2)	・ 義務量を大きく上回る導入ケースが見られる一方で、義務量が一律であることから、大規模な建築物でも義務量程度の導入にとどまるケースも多い。
	(その他)	・ 建築物に関する省エネ基準については、今後の国や他都市の動向を踏まえ、対象規模や基準適合義務など、検討することが求められる。
大規模な敷地 (1,000m ² 以上) への 建築物の新築・改築	・ 建築物の屋上及び敷地の緑化	・ 導入された緑化施設が適切に管理されるよう促すことが必要。

※1…太陽光発電設備, 太陽熱温水器, ペレットボイラー等

※2…太陽光発電設備の場合, 戸建住宅に設置する程度の設備容量

義務規定の主な見直しの方向性

対象	省エネ	再生可能エネルギー
事業者	<p style="text-align: center;">①</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者排出量削減計画書制度について、事務手続きの簡素化など、事業者負担の軽減を図りつつ、これまでの取組状況や2030年度の目標を踏まえ、削減の目安として示している目標削減率を見直す。 <p>〔現状の義務の対象事業者以外の事業者についても、エネルギー消費実態の把握を含め省エネを促す施策等の検討が必要〕</p>	<p style="text-align: center;">②</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者排出量削減計画書制度において、これまで削減と見なしていなかった再生可能エネルギー電力の調達（切り替え）、RE100（※1）やSBT（※2）等の取組が評価できるよう運用を見直す。 市内に電力を供給する小売電気事業者に対し、電源構成やCO₂フリープランの有無などを報告する制度を検討する。
建築物	<p style="text-align: center;">③</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>国の建築物省エネ法において、300m²以上の新築非住宅建築物の省エネ基準適合が義務化される</p> </div> <p>〔法の義務の対象外となる建築物の省エネ性能の向上を促す施策等の検討が必要〕</p>	<p style="text-align: center;">④</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物の新築・増築を行う際の再生可能エネルギー導入義務について、設備価格の低廉化等も踏まえ、2,000m²以上で一律3万メガジュールの基準を見直す。

※1…事業運営等に係る電気エネルギーを全て再生可能エネルギーで賄う取組

※2…地球の気温上昇を産業革命前と比べて2℃未満に維持するという科学的知見と整合するよう、企業が設定する温室効果ガス削減目標・取組

①②参考資料 – 事業者排出量削減計画書制度 –

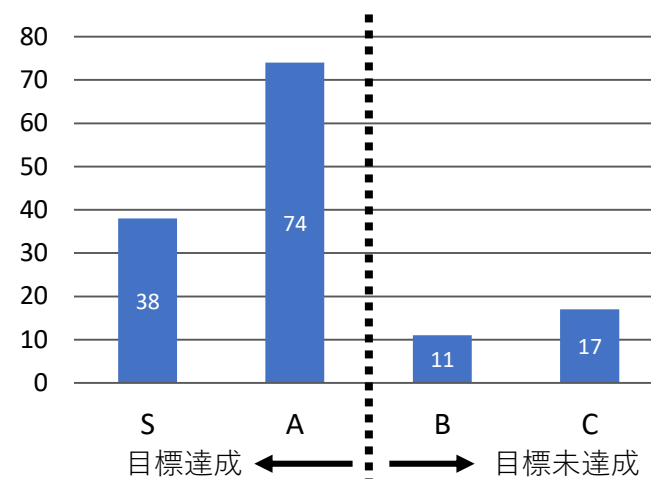
◆ 実績

対象事業者数と削減実績

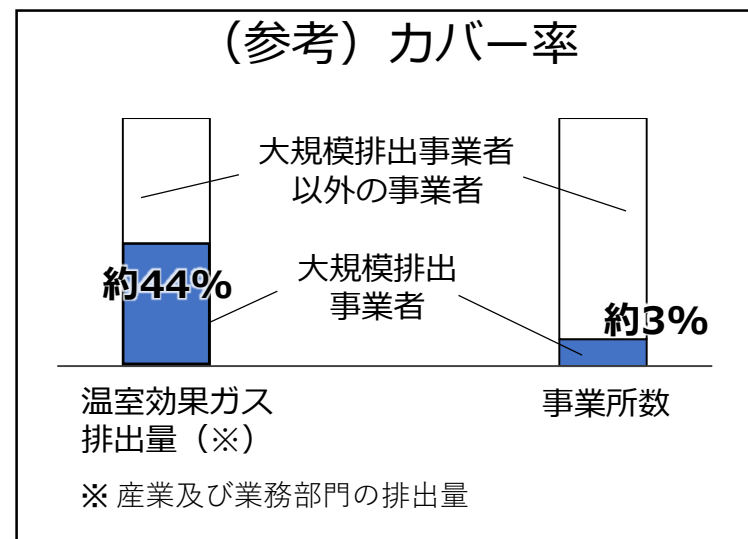
計画期間	事業者数	温室効果ガス排出量 (万t-CO ₂)		削減割合
		基準年度	実績(3年平均)	
第1計画期間 (2011～2013)	148	187.5	170.7	▲9.0%
第2計画期間 (2014～2016)	141	212.2	191.1	▲9.9%
第3計画期間 (2017～2019)	139	198.3	188.5 (H29単年度)	▲4.9% (H29単年度)

- 3年間で1計画期間として削減計画書を作成
- 計画書及び報告書は市が評価（SABCの4段階）して公表
- 計画期間開始前3年間の平均排出量を基準排出量として、計画期間3年間の平均排出量と比較し、実績となる削減率を算出
- 電力会社の発電条件などの外部要因を排除するため、計画期間中は電気のコ₂排出係数を基本的に固定して実績を算定しており、途中で再生可能エネルギー100%の電力プランに切り替えても現行制度ではCO₂削減にはカウントできない。

第2計画期間実績の評価分布



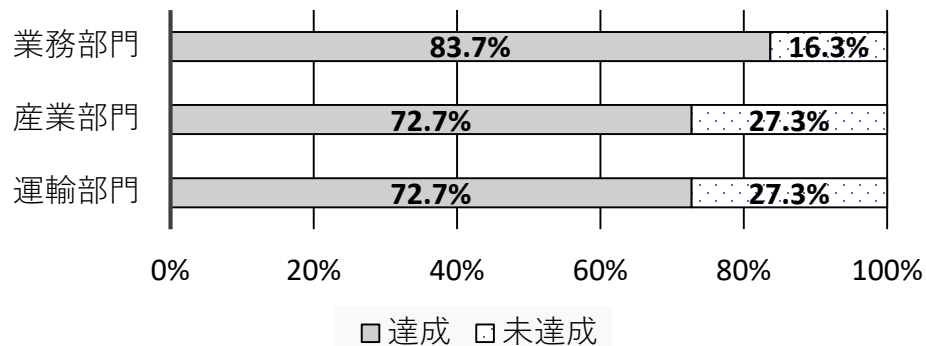
(参考) カバー率



①②参考資料 – 事業者排出量削減計画書制度 –

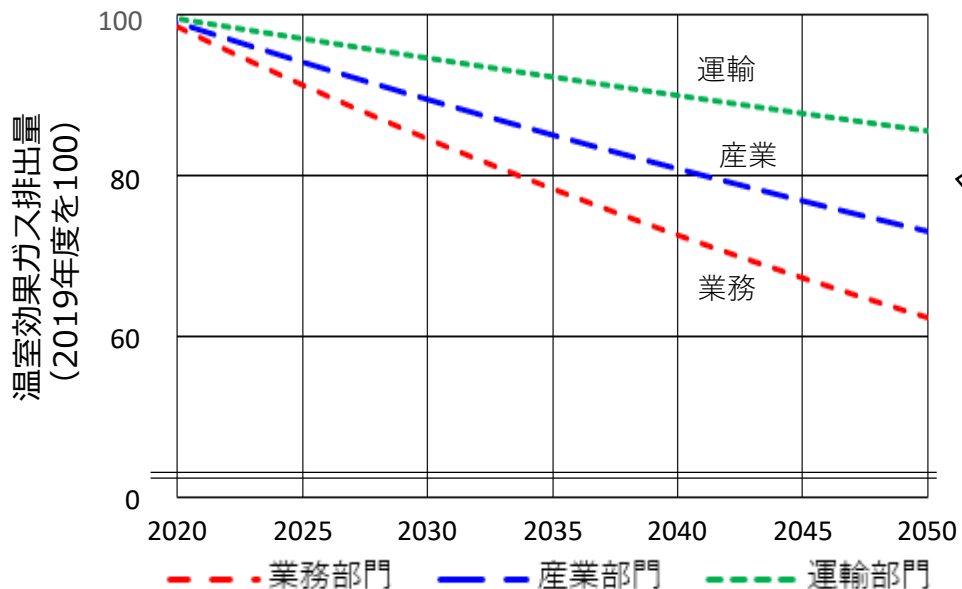
◆ 目標削減率の見直しにあたって

目標削減率の達成事業者割合（部門別，第2計画期間実績）



- 特定事業者全体で削減は進んでおり，各部門ごとでも削減は進んでいるが，事業者ごとに達成状況を追うと，年度によって削減状況が異なる。
- 計画期間を重ねるごとに，削減を進めてきた事業者は基準排出量が少なく設定されるため，目標削減率の達成が難しくなる。
- グリーン電力証書などは市内で生産・活用されるもの以外は一定割合までしか削減量に算入できない。

現在の目標削減率を維持した場合の温室効果ガス排出量の推移



- 現在の目標削減率では，2050年CO₂正味ゼロに向けては不十分（再生可能エネルギー電力の調達は見込んでいない）
- 2050年シナリオ，2030年度目標を踏まえ，目標削減率の見直しが必要
- 再生可能エネルギー電力の調達の考え方の精査も必要（目標削減率の内数とするか，外数として目標削減率はいくまで省エネ目標するかなど）

③参考資料－建築物省エネ法による省エネ基準達成義務化－

- ・ 国において、2019年5月に建築物省エネ法が改正され、2021年4月から中規模（300～2,000m²）のオフィスビル等の非住宅建築物の省エネ基準への適合が義務化される。
- ・ 一方、300m²以上の住宅は届出義務（省エネ基準適合は努力義務）となっている。

	非住宅建築物	住宅（マンション含む）					
大規模 (2,000m ² 以上)	省エネ基準適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず、必要と認める場合、指示・命令等】 所管行政庁の審査手続き合理化 ⇒監督（指示・命令等）の実施に重点化					
中規模 (300～2,000m ²)	省エネ基準適合義務 【建築確認手続きに連動】						
小規模 (300m ² 未満)	省エネ基準適合努力義務 ＋ 建築士から建築主への説明義務	省エネ基準適合努力義務 ＋ 建築士から建築主への説明義務 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; margin: 5px 0;"> トップランナー制度 【トップランナー基準適合】 対象の拡大 </div> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl;">対象住宅</td> <td>持家</td> <td>建売戸建 注文戸建</td> </tr> <tr> <td>貸家</td> <td>賃貸アパート</td> </tr> </table>	対象住宅	持家	建売戸建 注文戸建	貸家	賃貸アパート
対象住宅	持家	建売戸建 注文戸建					
	貸家	賃貸アパート					

新築建築物のエネルギー消費割合
(全国値、2017年実績)

規模	非住宅	住宅
大	36.3%	5.1%
中	15.9%	7.4%
小	6.6%	28.7%

新築建築物の省エネ基準適合率
(全国値、2017年実績)

規模	非住宅	住宅
大	(義務)	60%
中	91%	62%
小	75%	62%

(本ページの図表は国土交通省資料を基に京都市作成)

④参考資料－新增築大規模建築物への再生可能エネルギーの導入－

◆実績

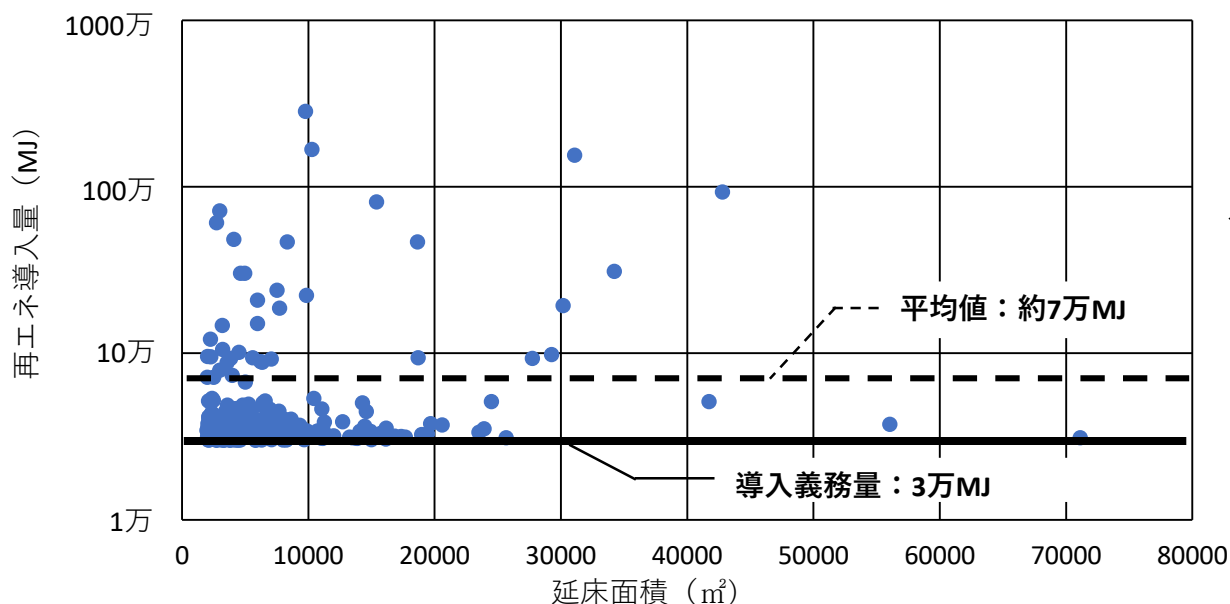
対象建築物数	延導入義務量	実際の延導入量	義務に対する導入量比率
605	1,815万MJ	6,224.9万MJ	343.0%

設備種類別導入割合

太陽光発電	太陽熱利用	バイオマス	直接利用
96.4%	1.6%	1.1%	0.9%

※義務が施行された2012年度以降の実績の総計

特定建築物の延床面積と再エネの相関 (2015年度以降のみ表示)



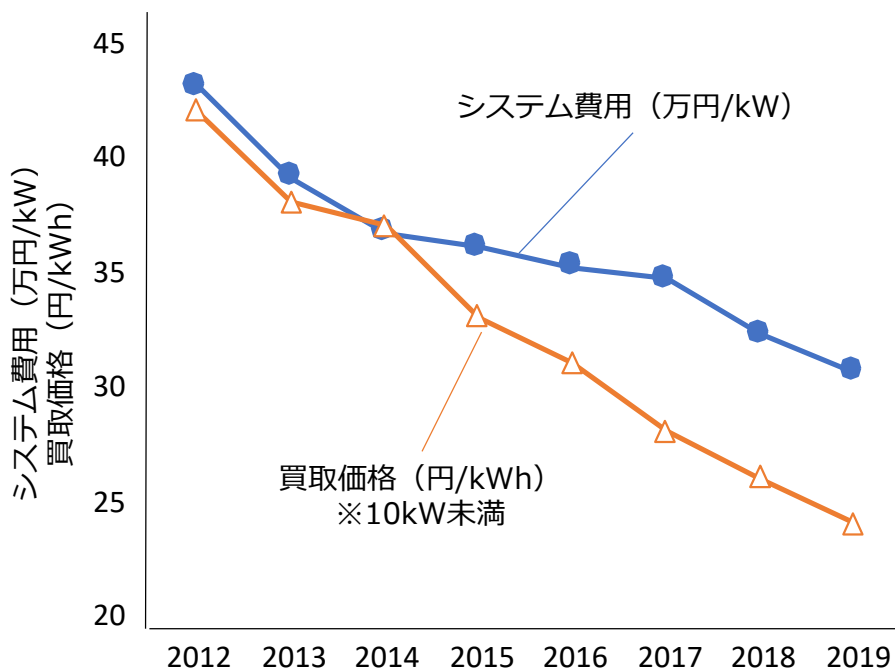
- ほとんどが太陽光発電を導入している。
- 太陽光発電を設置できない場合などは直接利用設備（光ダクト、クール・ヒートチューブなど）を導入している。

- 数万m²の建築物であっても、再エネの導入量は基準程度となることが多い。
- 1万m²以下の建築物であっても、10万メガジュール以上の再エネを導入している場合が見られる。

④参考資料－新增築大規模建築物への再生可能エネルギーの導入－

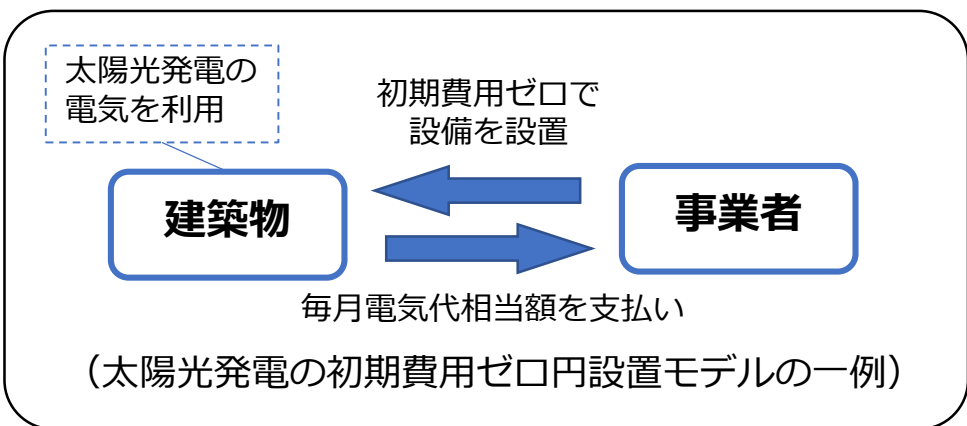
◆ 太陽光発電設備を取り巻く状況

太陽光発電設備のシステム費用と 固定価格買取制度における買取価格の推移



(資源エネルギー庁の資料を基に京都市作成)

太陽光発電の初期費用ゼロ設置プラン



- 東京都の「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」においては、24社が初期費用ゼロ円モデルを登録 (2019年12月時点)
- 法人向けのサービスを開始する事業者もあり、京都市内でも法人における設置事例がある。

義務規定の見直しの方向性（まとめ①）

対象	義務内容	見直しの方向性
温室効果ガス 大規模排出 事業者	排出量削減計画書制度	<ul style="list-style-type: none"> ・目標削減率の見直し ・再生可能エネルギー電力調達等による削減の評価
	環境マネジメントシステムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステムを活用し、よりCO₂削減につながる取組を行えるよう見直し
	新車購入等の際に50%以上エコカー導入	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカー基準の見直しを含め、事業者の自動車利用による温室効果ガス排出量の削減につながる制度となるよう見直し
特定家電 販売者 (エアコン, 照明, テレビ, 冷蔵庫, 電気便座)	省エネラベルの表示	<ul style="list-style-type: none"> ・開始当時は京都市独自の制度であったが、その後国での制度化を通じて、全国展開し、条例で義務とした目的は果たされているため、今後は国の制度下での活用を図る。
	求めに応じて省エネ性能の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯器を制度の対象に入れるなど、家庭部門の対策につながる方向で見直し
自動車販売 事業者	エコカー販売実績の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的にエコカーの普及が進んできているとともに、市域のエコカー販売割合も全国平均より高い水準となっていること等を踏まえ、制度を見直し
	自動車の環境性能の説明	

義務規定の見直しの方向性（まとめ②）

対象	義務内容	見直しの方向性
大規模建築物 （延床面積2,000m ² 以上）の新築・ 増築	CASBEE京都による評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度を維持しながら，より建築物の環境性能の向上を促進できるよう運用面を見直す。
	地域産木材の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見えない部分に使われていることも多いことから，見える部分への活用促進等を含め運用面を見直す。
	再生可能エネルギー利用設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の基準（延床面積2,000m²以上一律3万メガジュール）を見直す。
大規模な敷地 （1,000m ² 以上）へ の建築物の新 築・改築	建築物の屋上及び敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の影響への対応など，温室効果ガス排出量削減以外の観点も含め，より効果的な緑化が進むよう運用を見直す。
市内に電力を供給する小売電気事業者	〔情報提供や市，事業者等と連携して地球温暖化対策に積極的な役割を果たす責務〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源構成やCO₂フリープランの有無，今後の電力の調達方針などを報告する制度を検討する。

今後のスケジュール（予定）

時期（予定）	回	委員会での審議内容	備考	
令和元年度	7.30	環境審議会（諮問）		
	8.30	第1回 ○ 現行条例及び計画の進捗について ○ 条例の見直し及び次期計画策定の方向性 など		
	12.10	第2回 ○ 削減目標等の検討 ○ 義務規定の見直しの方向性の検討 など		
	2月頃	第3回 ○ 条例見直し骨子案の検討 ○ 次期計画の施策等の検討 など		
令和二年度	4月頃	第1回 ○ 条例見直し答申案の検討 ○ 次期計画の骨子案の検討 など		
	5月頃	環境審議会（条例改正案の答申）	条例改正案についてパブリックコメント（市民意見募集）を実施	
	7月頃	第2回 ○ 条例改正案のパブコメ結果の報告 ○ 次期計画答申案の検討 など		
	9月頃	改正条例案の市会への上程		
		環境審議会（次期計画案の答申）		次期計画案についてパブリックコメント（市民意見募集）を実施
	1月頃	第3回 ○ 次期計画案のパブコメ結果の報告 ○ 次期計画最終案の報告 など		
3月	計画の策定			